

平成28年5月25日

## まちづくり委員会資料

平成28年第2回定例会 専決処分報告の説明

報告第16号

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

まちづくり局

# 川崎国際生田緑地ゴルフ場内旧クラブハウス解体撤去工事ガス漏出事故について

## (1) 事故概要

事故発生場所：川崎市多摩区柘形7-1-10

事故発生日時：平成26年8月21日 午後4時頃

- 旧クラブハウスの解体撤去工事中に、同敷地内にあったガス供給設備（バルクタンク）を破損させ、及び残存していたガスを漏出させる事故を起こしてしまった（人的被害等はなし）。
- その後、事故対応を行った当該ガス設備の所有者であるガス業者から、事故に対応した人件費や設備損失に係る費用等を提示された。

## (2) 事故要因

- 関係者間の役割分担が曖昧になっており、設備内のガスが空になっていることの確認が不十分であった。
- 施設閉鎖後、ガス供給設備からガスが抜き取られずそのまま放置されていた。
- 市の所有物ではないガス供給設備を建物の解体に含め計画してしまった。
- 市が、当該ガス供給設備を直接的に破損してしまった。

## (3) 賠償額の決定

- ガス会社からの提示額：1,113,693円に対して、事故当事者である市とガス会社との間で過失割合（市：ガス会社＝8：2）を定め、提示額の8割である890,954円を市からガス会社に損害賠償として支払うものとした。
- 本件に類似する判例等の事例がなく客観的な判断として過失割合を定めるのは困難であったため、それぞれの過失割合について双方で協議のうえ解決を図った。

## (4) 類似事例の再発防止策

解体撤去工事を行うにあたり、撤去するインフラ等の付属物については事前に関係者間での連絡調整を徹底する必要がある。今後は、設計計画の段階から施設管理部局の担当者、指定管理者に加え保守管理者も含めて設備の機能停止方法等の確認を行うこととする。

## 現場周辺状況

